

第 25 期
第 16 回留萌市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 4 月 30 日 午後 1 時 30 分～

開催場所：留萌市役所 3 階 第 2 委員会室

留萌市農業委員会

第 16 回留萌市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 30 日

2. 開催場所 留萌市役所 3 階 第 2 委員会室

3. 出席委員 (9名)

会長	6番	中原 耕治
会長職務代理者	2番	野原 守
議事録署名委員 委員	5番 1番 4番 10番	馬淵 三喜男 田中 繁雄 室田 強志 田中 美智子
	7番 3番 9番	池田 孝明 佐藤 剛信 阿部 明

4. 欠席委員 (1名) 8番 鈴木 博幸

5. 議事日程 1 議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 27 号 営農証明願いについて
議案第 28 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
議案第 29 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

6. 事務局職員 事務局長 榎 昭博
係長 沖田 雅己
主事 羽生 丈一朗
主事 豊田 大騎
主事 矢作 温大 (書記)

議 事 錄

No. 1

(午後 1 時 30 分開会)

会長

ただ今より本日召集されました第 25 期第 16 回留萌市農業委員会総会を開会いたします。ここで事務局より諸般の報告をさせます。

事務局長

事務局より諸般の報告をさせていただきます。本日 8 番、鈴木委員より欠席の旨の通告がございましたので、ここで報告させていただきたいと思います。現在の出席委員につきましては 10 名中 9 名で、定足数に達していることから本総会は成立していることをご報告致します。報告は以上でございます。

会長

それではここで、留萌市農業委員会規定第 16 条の規定に基づき議事録署名委員として「9 番 阿部委員」「10 番 田中委員」の両名を指名いたします。また、本日の会議書記は「事務局職員 矢作書記」を指名いたします。

これより本日の議事に入ります。最初に、日程 1 議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案書 1 ページ目をご覧いただきたいと思います。議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」のことについて、農地の転用のため利用権設定の許可につき下記のとおり申請があったので審議願いたいといった内容です。

譲渡人おおび譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。また、申請地につきましては住所が留萌市潮静 1 丁目 13 番地の 15。地目は公簿現況共に「畠」でございます。申請地の面積については 551 m² であります。次に、現在の申請地の利用状況でございますが、「畠」となっております。また、契約の種類については売買。価格につきましては 5,000 万円。転用の時期につきましては「許可の日から」となっております。また、転用の目的につきましては一般専用住宅となっております。次に施設の概要でございますが、名称等、面積が住宅部分については 160.65 m²。次にその他の敷地については 390.84 m² ということです。農地区分につきましては第 3 種農地。用途区分については農振農用地区域外となっております。

事務局長

場所につきましては、資料の 3 ページおよび 4 ページをご覧いただきたいと思います。潮静会館の並びに所在しております。4 ページ目には平面の写真を添付しております。資料の 2 ページをご覧いただきたいと思いますが、農地転用 4 条・5 条の審査票となっております。まず、土地改良事業等につきましては、非対象農地となっております。審査項目 1 番については農業振興地域外。3 番の農業振興地域内にある農地の許可方針については 1 番下の第 3 種農地ということで、許可方針については原則許可となっております。その他 5 番から 6 番につきましては、事務局にて確認しています。

事務局長	最後に 5 条の転用の関係でございますが、対象面積が 4 ヘクタール以下であることから、北海道知事への許可は必要ないものとなっております。以上、議案第 26 号についての説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
池田委員	価格が 5, 000 万円と発言されたが、500 万円の間違いではないのか。
事務局	大変失礼いたしました。500 万円の間違いでした。
事務局	補足させていただきます。2 ページに記載されている価格につきましては、間違いないものでございます。また、審査票の資金計画につきましては、全体の事業費が 5, 900 万円。自己資金 600 万円。借入金 5, 300 万円となっております。住宅部分と土地代を含めた総額の金額となっております。ですから、総額のうち 500 万円が土地代というところで、資金計画を立てたということでございます。
委員	はい、ありがとうございます。
会長	他に、質疑のある方はいらっしゃいませんか。
会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 26 号については、原案のとおり決定いたしました。
会長	それでは続いて、日程 2 議案第 27 号の「営農証明願いについて」の審議に入ります。事務局より説明を願います。
会長	はい、議案書 5 ページご覧いただきたいと思います。議案第 27 号「営農証明願いについて」ということで、このことについて、下記の者より営農証明願いがあったので審議願いたいという内容でございます。まず、利用権等を設定する農用地につきましては、所在が字峠下。地番は 2007-1 ほか 12 筆となっております。地目は公簿現況とともに田及び畑でございます。面積につきましては、13 筆の合計が 37, 878 m ² となっております。営農証明願いの申出者につきましては、住所氏名記載のとおりでございます。証明を必要とする理由につきましては、「河川敷地占用許可申請に添付するため」でございます。証明にともなう事務処理手数料につきましては、留萌市

会長	農業委員会事務処理手数料条例第2条に基づく金額となっております。議案書に記載のとおり、河川敷地占用の申請のためということで、北海道管理河川の部分ということで、証明が必要ということです。以上、議案第27号について、ご審議よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号第10番については、原案のとおり決定いたしました。
会長	それでは続いて、日程3議案第28号「令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」の審議に入ります。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは、議案書の6ページをご覧いただきたいと思います。議案第28号「令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」のことについて、農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みとして、令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を決定したいので審議願いたい。ということで令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の内容でございますが、内容につきましては7ページ以降に添付させていただいております。詳細については事務局職員より説明いたします。
事務局 (沖田)	それでは、議案7ページをご覧ください。1. 農業委員会の現在の体制及び2. 農家・農地等の概要でございますが、特段変更はございません。昨年と同様の内容となっております。次に8ページ目をご覧ください。最適化活動の実施状況について、1. 最適化活動の成果目標。③の実績でございますが、3ヘクタールの新規集積目標を掲げましたが、現状のままとなりました。次に11ページをご覧ください。最適化活動の目標といたしまして、(2) 活

事務局 (沖田)	動強化月間の設定。①目標および実績でございますが遊休農地の解消、新規参入の促進、農地の集積を掲げ、遊休農地の解消として農地パトロールの実施、農地の集積活動を実施し、目標には未達でございますが、一定の成果をあげられたと評価しているところでございます。以上、簡単ではございますが、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」の説明といたしますのでご審議願います、
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 28 号については、原案のとおり決定いたしました。
会長	それでは続いて、日程 4 議案第 29 号「令和 7 年度 最適化活動の目標の設定等について」の審議に入ります。事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは、議案書の 14 ページをご覧ください。議案第 29 号「令和 7 年度 最適化活動の目標の設定等について」ということで、このことについて、農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みとして、令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等を決定したいので審議願いたいということです。内容につきましては、令和 7 年度 最適化活動の目標の設定等ということで、詳細の内容につきましては 15 ページから事務局職員が説明いたします。
事務局 (沖田)	資料 15 ページをご覧ください。農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みとして、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、令和 6 年度を踏襲した内容となっております。1. 農業委員会の現在の体制。2. 農家・農地等の概要につきましては昨年と同様の内容となっております。続きまして、16 ページをご覧ください。最適化活動の成果目標として(1) 農地の集積。②今年度の新規集積面積を 3 ヘクタールとし、集積率を 85 % と設定いたしました。続きまして、17 ページをご覧ください。中段になりますが、2. 最適化活動の活動目標(2) 活動強化月間の設定目標がございます。昨年に引き続き、9 月遊休農地の解消。11 月新規参入の促進。12 月～1 月農地の集積を計画しています。以上、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきますので、ご審議願います。
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。
会長	それでは続いて、日程5 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案書18ページをご覧いただきたいと思います。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」農地法第3条第1項の規定による使用貸借した農地について、合意解約の通知があったので、下記のとおり報告いたします。ということで、1番農地法第18条第6項の規定による解約通知内容でございますが、通知人は貸し手・借り手につきましては、議案書記載のとおりの者でございます。所在につきましては、大字留萌村字原野7線ほか3筆でございます。地番につきましては、798-1の内ほか3地番。現況地目につきましては、すべて「畠」となっております。面積につきましては、4筆の合計が8,904 m ² となっております。利用現況につきましては、「畠」となっております。こちらの農地は農地法3条にて利用権の設定を行った場所でございます。買い手が事業を中止したいということから、3条による利用権の解約という通知がございました。合意解約の時期につきましては、令和7年3月10日となっております。報告内容につきましては以上です。
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
会長	それでは、ご発言がないようですので、報告第4号については、以上とさせていただきます。
会長	それでは続いて、日程6 議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」第1番および第2番の審議に入ります。なお、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、該当委員は退席を願います。それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書19ページをご覧いただきたいと思います。議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）を作成したので、これを決定するものとする。という内容でございます。

事務局	<p>番号1番の利用権等を設定する農用地につきましては、所在が字藤山。地番3984-1の内他1筆でございます。地目につきましては、公簿現況共に「田」でございます。2筆の合計面積については2,348m²であります。次に、利用権等を設定する者でございますが、住所、氏名につきましては、議案書記載のとおりでございます。利用権の種類については、「賃貸借」。利用権等の設定理由については、「農用地利用集積計画」の継続のためというとでございます。</p> <p>次に設定する利用権等ですが、権利の種類が賃貸借。利用権の内容については「田」でございます。設定期間につきましては、令和7年5月16日から令和8年3月31日まで。対価は年額で12,337円。対価の支払い方法につきましては、毎年12月末までに指定口座へ振込でございます。次に設定を受ける者でございますが、住所・氏名については議案書記載のとおりでございます。職業は農業。利用権の設定を受ける理由でございますが「農地保合理化事業」のためであります。次に、20ページをご覧いただきたいと思います。利用権等を設定する農用地につきましては、住所、地番とともに同様でございます。利用権等の設定を受ける者については、議案書記載のとおりでございます。図面につきましては、21ページおよび22ページをご覧いただきたいと思います。また、23ページおよび25ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらについては農地中間管理事業の集積に関するチェックリストについての内容でございますが、すべて問題ないということで事務局の方で確認をしております。</p> <p>以上、議案第30号1番および2番の内容でございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
池田委員	もともとソバを栽培していたが、新規就農者が園芸用として畑を利用していた。今後の農地の使われ方として利用権の設定等を受ける者の合意を得られているのか。
事務局	地番を分筆したうえでの、処理となっており、所有者にも確認し合意はしている。
会長	他にご発言される方はいらっしゃらないでしょうか。
会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第16回留萌市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時20分

留萌市農業委員会規定第16条の規定により、ここに署名・押印する。

令和7年4月30日

留萌市農業委員会会長

署名委員

署名委員